

労務ROAD

- 有期契約労働者に関する調査報告
- 中小企業における個人情報の扱い方のポイント

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

有期契約労働者に関する調査報告

2013年に改正労働契約法が施行され、第18条では、**同じ事業主で契約更新が繰り返されて通算5年を超えた有期契約労働者は、本人の申し出によって無期雇用として働けるとされており、2018年の4月1日から**本格的に、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる権利を有する労働者が生じることとなります。そこで、有期契約労働者の改正労働契約法の認知状況や改正労働契約法についての考えを把握するための調査結果をまとめました。

- ◆「無期労働契約への転換(第18条)」の内容まで知らない有期契約労働者が **84%**
- ◆「不合理な労働条件の禁止(第20条)」では内容まで知らない有期契約労働者が **88%**
- ◆改正労働契約法の認知経路 **半数以上が「マスコミ」と回答、「勤務先からの説明」は3割半にとどまる**
- ◆改正労働契約法「無期労働契約への転換(第18条)」に対する意識「**待遇が正社員と同等になるわけではないから意味が無い**」は5割半が同意
- ◆労働条件で正社員と格差あり 制度はあるが「**ボーナス支給**」では7割強が対象外、「**退職金支給**」では9割弱
- ◆福利厚生でも正社員との格差「**食堂の利用**」が対象になっていないケースが3割半
- ◆教育訓練や健康診断でも正社員との格差「**教育訓練**」では5割が非対象、「**健康診断**」では3割強が非対象
- ◆賃金、労働時間その他の労働条件の通知「**口頭でのみ通知された**」6%「**通知されていない**」8%
- ◆「**有期契約労働者も一定の条件を満たせば育児休業取得が可能**」認知率は4割半にとどまる
- ◆「**不本意ながら有期契約で働くことに**」 **契約社員の5割半**
- ◆正社員になれず有期契約で働いている人の約8割は働き方に「**不満**」、**7割半が「正社員を希望」**
- ◆正社員になれず有期契約で働いている人では、やりがいを「**感じない**」6割強、現在の職場に「**不満**」も6割強
- ◆有期契約労働者の職場に対する不満 **1位「給料が安い」2位「給料が上がらない」**

【日本労働組合総連合会より】

中小企業における個人情報の扱い方のポイント

中小企業における個人情報の扱い方のチェックリストを記載致しましたので、ご参考にしてみてはいかがでしょうか。

- ① 取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？
- ② その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？
- ③ 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？
- ④ 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？
- ⑤ 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？
- ⑥ パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？
- ⑦ 個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？
- ⑧ 本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？
- ⑨ 本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？
- ⑩ 本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？

【厚生労働省より】

残数が少なくなってきました！

9/6(水)14:00~16:00 阪急グランドビルにて、採用戦略セミナーを開催します！詳しくは、<https://k-s-j.net/seminar/> まで！